

お知らせ

記者発表資料

令和5年11月17日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、広島営業所長が贈賄容疑で逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

協和機工株式会社 東京都足立区千住宮元町1番12号

2. 指名停止措置期間

令和5年11月17日 ～ 令和6年1月16日 （2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の広島営業所長は、岡山刑務所発注の刑務作業用の木工製品加工機器に関わる令和4年7月の一般競争入札をめぐり、同刑務所の職員が漏洩した非公表の予定価格に近い金額の情報を利用して落札し、謝礼として飲食店で約2万7千円分の接待をした疑いで、令和5年9月27日、贈賄の疑いで岡山県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号ロ（贈賄）及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第3号＞

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり
原田 明典（内線2511）

◎総務部 専門調査官

おかざき はるよし
岡崎 晴好（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官

いけじり やすひと
池尻 泰人（内線130）

◎総務部 経理調達課

課長補佐

こいそ まさとし
小磯 政敏（内線132）